

公益法人フランクフルト補習授業校定款（邦訳）

1989年10月11日制定

2009年6月30日改定

第一条 法人の名称並びに所在地

本法人は、公益法人フランクフルト補習授業校と称する。当法人は、その所在地をフランクフルト市に置き、同地において法人登録を行なうものとする。

第二条 法人の目的

本法人の目的は、日本及びその他あらゆる国籍の子供達に日本語並びに日本文化に関する授業を行なう事とする。これらの子供達は、ドイツ教育法の定める義務教育過程にあるゆえ、現地の公立ないしは教育局により公認された私立学校に通わねばならない。従って、本法人による授業は子供達に対し余暇時間のみに行なう。

本法人は一義的に私益を追求せず、租税法の趣旨に沿って専らかつ直接公益目的のみを遂行する。

本法人はその活動において私欲を求めない。本法人の資産は定款に即した目的にのみ使用することを許される。会員は本法人の資産より如何なる分配も受けてはならない。何人も本法人の目的に関係のない支払い、または不当に高額な報酬によって恩恵を受けてはならない。

第三条 会員

会員は、本法人の目的を支持し推進する自然人及び法人を以って構成する。

邦人企業は、本法人維持のために応分の会員費を支払うものとする。

会員には、名誉会員、普通会員（個人）、賛助会員（法人）を置くことができる。

第四条 入会

普通会員及び賛助会員の入会申請は文書により理事会（第八条参照）宛に提出するものとする。会員としての受入に付いては理事会が決定し、書面による当該受入通知により会員としての地位を得る。名誉会員は理事会の提案を受けて会員総会により任命される。入会する全ての会員は定款の写しを受取るものとする。

第五条 会員資格の終了

第1項 会員は以下により会員資格を失う。

- a) 本法人よりの退会
- b) 死亡
- c) 除名

第2項 会員の退会は、本法人の理事会に書面を以って申し出るものとする。退会は毎年3月31日付けを以ってのみ承認される。納入会費の返却請求はこれを認めない。

第3項 本法人の目的に故意に違反したり、当法人の名誉を損なうような行為をした会員は、理事会の決定に基づき除名処分とすることが出来る。除名は理事会よりの文書による通達送付を以って効力を発する。除名された会員は会員総会に異議申立てする事が出来る。

第六条 会費

会費の額は理事会により提案され、会員総会により承認された会費規定に従って定められる。その他会員総会は一回限りの特別会費を決める事が出来る。

第七条 法人の機関

法人の機関として以下を置く。

- a) 理事会
- b) 会員総会

第八条 理事会

第1項 理事会は会員総会の決定事項を遂行し、会員総会の要採決事項として明示されている事項以外のあらゆる事項につき決定を下す。理事会の決定は出席理事の多数決による。理事会は裁判上及び裁判外上本法人を代表する。本法人の法的代表行為は理事二名の連署を以って足る。また理事会は独自の事務規則を定めるものとする。理事会は理事長一名、副理事長一名ないし複数名、財務理事一名、校長及び民法第 26 条の定めるその他の理事数名を以って構成される。校長は校長たる資格において理事となる。（校長を除く）その他の理事は会員総会において一年の任期で選出される。会員総会は理事の選出にあたり、理事長、副理事長及び財務理事を任命するものとする。会員総会においてこのような任命のない場合は、理事会が互選により理事長、副理事長及び財務理事を選出する事が出来る。理事の任期は毎年会員総会より次期会員総会までとする。その再選は妨げない。任期中に欠員が生じた場合には、理事会は新理事を補充する事が出来る。但し、この補充に関しては、理事会より次回の会員総会において追認を得る事を要す。

第2項 理事会は事務局長を任命する。この者は理事会により付与された権限の範囲内で本法人の日常業務の遂行にあたる。更に理事会は事務局長代理一名を任命する事が出来る。この者は事務局長に支障がある場合、本法人の日常業務の遂行にあたる。事務局長及びその代理は民法第 30 条による「特別代理人」となる。

第九条 監事

会員総会は毎年二名の監事を選任する。監事は同時に理事たることを得ない。監事は会計事項の正常なる取扱いを常時確認し、会員総会においてその監査の結果として会計に関する監査報告を行なわなければならない。監事は常時本法人の全ての業務資料を閲覧する権利を有する。

第十条 会員総会

会員総会は毎年一回、第十三条規定の事業年度終了後六ヶ月以内に理事会により召集される。召集通知は文書を以って、会員総会開催の最低 2 週間前に全会員に対し送付する事を要する。上記召集通知状には議題を列挙することを要する。会員総会において会員は特に以下の事項を採決する。

- 1) 理事会による年次報告
- 2) 過年度の会計報告
- 3) 当該年度の予算案

- 4) 理事の責任免除
- 5) 理事の選出
- 6) 監事の選出
- 7) 定款の変更

臨時会員総会は前年12月31日現在の登録会員1/4の要求がある場合に理事会が召集する。更に理事会が必要と認めた場合には、随時、臨時会員総会を召集する事が出来る。会員総会及び臨時会員総会は委任状を含め登録会員の1/3を以って成立する。

第十一条 採決

会員総会は出席会員の単純多数決を以って採決する。但し、定款の変更及び本法人の解散に付いては出席会員の3/4以上の賛成を要する。採決は秘密投票或いは挙手により成される。また採決が秘密投票或いは挙手の何れにより成されるべきかに付いては、各会員総会の前に予め決定されるものとする。

第十二条 総会議事録

会員総会により予め指名された理事一名は総会における討議内容に関し、議事録及び出席者リストを作成し、採決事項に付いては議事録に載録することを要する。議事録は議事録作成の理事及びその他一名の理事により署名されなければならない。

第十三条 事業年度

本法人の事業年度は4月1日を以って始まり、翌年の3月31日を以って終了する。第一年度は本法人の登録完了を以って開始する。

第十四条 寄付

本法人の各機関は、その目的遂行の為、寄付募集に努力しなければならない。募金対象は制限しない。但し、この寄付が本法人の目的を侵害する恐れのある場合には、理事会はその裁量によりこれを拒否する事が出来る。

第十五条 解散

本法人の解散、または廃止の場合、或いは法人の目的である公益性の喪失の場合には、会員総会の採決、会員総会に支障ある場合には理事会の決議、理事会に支障ある場合には税務当局の同意の下に清算人の決定により本法人の資産を税務上の特典を持つ団体或いは公法上の団体に譲渡するものとする。譲渡を受けた団体は本定款第二条の趣旨に則り当該資産を再度公益目的にのみ使用する事を要する。

第十六条 その他

前条までに述べた規定の一つが効力を失った場合であっても本定款全部が効力を失う事はない。このような場合にも、他の条項は存続する。失効した規定は、当該目的に対し、最も合致する規定により代替されるものとする。